

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について

平成6年4月19日6経第751号
大臣官房経理課長から大臣官房地方
課長、各局長、統計情報部長、農林
水産技術会議事務局長、各庁長官、
農林水産研修所長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長あて

最近改正 平成15年10月31日15経第1022号

平成6年4月19日付け6経第527号をもって、予算決算及び会計令第85条の基準が定められた旨通知があったところであるが、この基準の取扱いに関する事務手続については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号)によるほか、下記により行われたい。

記

第1 基準価格の設定

契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、対象に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、計算書等により、基準価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「(調査基準価格 円)」と記載するものとする。

第2 有資格者への周知

本制度の円滑な運用を図るため、契約担当官等は、入札心得に次の事項を明示するとともに、現場説明及び入札執行の際に説明し問題が発生しないよう配慮するものとする。

- (1) 予決令第85条の基準があること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

第3 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

第4 調査の実施

契約担当官等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。ただし、製造その他の請負契約(建設工事等契約事務取扱要領標準例(平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知)別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分1から7までに掲げる業種に係る契約を除く。)に係る場合にあっては、(2)、(3)及び(4)中「工事」とあるのは「請負業務」と、(7)中「手持機械数」とあるのは「手持機材数」と、(9)中「施工した公共工事名」とあるのは「請け負った官公庁発注業務名」と、(14)中「建設業法」とあるのは「関係法律」と読み替えるものとし、(12)については適用しないものとする。

- (1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査検討

- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (14) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (15) その他の必要な事項

第5 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

第6 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは調査の結果及び意見を記載した書面（4通）を作成し、契約審査委員（3名）に提出し、その意見を求めなければならない。

第7 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。

第8 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約担当官等の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約担当官等は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準額を下回る入札者であった場合には、第4以降と同様の手続によるものとする。
- (2) 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- (3) 契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

第9 財務大臣及び会計検査院への書面の提出

契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争に関する調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、3部を農林水産大臣へ提出するものとする。

このうち、1部は財務大臣あて、1部は会計検査院長あてとする。

第10 調査結果等の公表

- (1) 調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する書面に次のとおり記載するものとする。
 - ア 最低価格入札者を調査した結果、落札者とした場合
最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」
 - イ 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査した結果、落札者とした場合
 - ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」
 - イ 次順位者の摘要欄等に「低入札価格調査実施・落札」
 - ウ 最低価格入札者を落札者とせずに、次順位者を調査せず落札者とした場合
 - ア 最低価格入札者の摘要欄等に「低入札価格調査実施」
 - イ 次順位者の摘要欄等に「落札」
- (2) 調査結果の概要
 - ア 第4の(1)から(15)の各項目に係る調査結果の概要
 - イ 第6の契約担当官等の調査結果及び意見
 - ウ 第7の契約審査委員の意見

附 則（平成15年10月31日15経第1022号）

この通達は、公布の日から施行し、平成15年12月1日以降に入札手続きを開始する契約から適用する。

